



# 健康診断をやりっぱなしにしていますか？

事業者は、健康診断の結果異常所見があると診断された労働者(有所見者)の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴かなければなりません。【労働安全衛生法第66条の4】  
※健康診断後3ヶ月以内に行うこと【労働安全衛生規則第51条の2】

## ❁健康診断の実施とその後の主な流れについて

① 健康診断の実施  
(安衛法第66条)



### ◆健康診断の種類

- ・雇入時の健康診断 ・定期健康診断
- ・特定業務従事者の健康診断(深夜業等)
- ・特殊健康診断(有機溶剤健康診断等)等

②健康診断結果の受領  
異常所見の有無のチェック

### ◆健診機関の診断

「異常なし」「要経過観察」「要精密検査」等の区分で判定します。(一例)

所見なし

所見あり

③健康診断結果の労働者への通知  
(安衛法第66条の6)

### ◆意見聴取とは

健康診断で異常な所見があると診断された労働者について、産業医等から意見(「通常勤務可」「就業制限」「要休業」等の就業区分と措置内容)を聞き個人票に記載すること。  
※労働者50人未満の事業所は「地域産業保健センター」の利用が推奨されています。<<健康診断結果措置指針>>

④医師等からの意見聴取(安衛法第66条の4)  
就業上の措置について医師等の意見を聴かなければなりません



通常勤務可

就業制限

要休業

特に健康保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。  
(安衛法第66条の7)



⑤就業上の措置の決定等(安衛法第66条の5)

医師等の意見を勘案し、必要があるときはその労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮などの措置を講じてください。また、医師等の意見を踏まえ衛生委員会等への報告を行ってください。

総合窓口

独立行政法人 労働者健康安全機構 千葉産業保健総合支援センター  
千葉市中央区中央 3-3-8 日進センタービル8F TEL043(202)3639 FAX043(202)3638

URL: <https://www.chibas.johas.go.jp>